



ワーク・ライフ・バランス通信

NO.22

コロナ禍で大変ですが、今年もみゆき会一丸となって乗り越えていきましょう！！

～お役立ち手帳について～

当院では2015年に1回目の「看護職のWLB推進事業」のインデックス調査が行われましたが、各種制度の認知において「わからない」の回答が63.7%と多く、就業規則の内容が看護職に周知されていないことが分かりました。

その結果を受け2017年10月、就業規則から職員に関係が深い12項目を抜粋して「お役立ち手帳」が作成されました。しかし、その後のインデックス調査の結果でも「わからない」の回答に大きな変化がみられませんでした。そのため、制度や規定についての理解を深め、必要な時に制度を利用することができ、働きやすい環境作りに繋げることができるよう、お役立ち手帳の周知に力を入れています。

今回、2020年4月の介護・育児休業法の改正に伴い、当院の就業規則も変わり、お役立ち手帳の内容も変更になりましたので確認をお願いします。

項目6.子供が病気になったとき

項目7.家族の介護が必要になったとき

改正前:看護・介護休暇の取得単位は「1日又は半日単位」

1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は「半日単位での取得は不可」



改正後:看護・介護休暇の取得単位は「時間単位」

「全職員」が時間単位で取得できる

元気が出るメッセージボードへのご協力
ありがとうございます。

2020年を振り返る写真や、わが家のペット自慢
のコーナーも設けましたので、ぜひご覧ください

